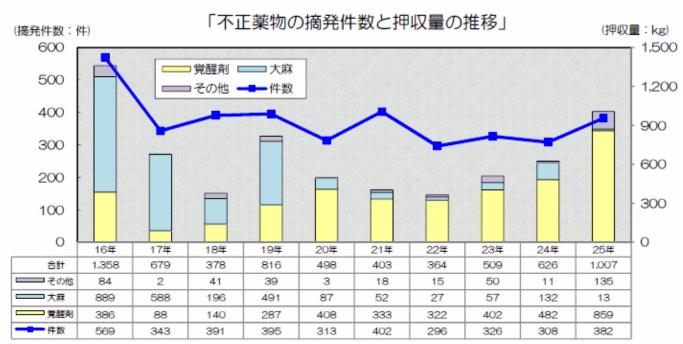
財務省・税関における取組状況

| I. 不正薬物(本年2月報道発表資料より抜粋)

1. 全体

- ・ 不正薬物全体の摘発件数は 382 件(前年比 24%増)、押収量は約 1,007kg(前年比 61%増)。
- 押収量が1 t を超えるのは平成 16 年以来9年ぶりのこと。構成比は覚醒剤が 全体の約85%を占めた。



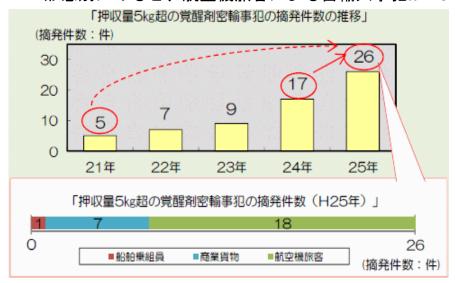
※その他とは、麻薬(ヘロイン、コカイン等)、向精神薬及びあへんをいう。

2. 覚醒剤

- ・ 摘発件数は 154 件(前年比9%増)と平成 23年、21年に次ぐ過去3番目となり引き続き高水準となった。また、押収量は約859kg(前年比78%増)と前年の実績を大幅に上回る過去3番目の記録となり、平成12年以来13年ぶりに800kgを上回った。
- ・ 密輸入形態別にみると、商業貨物による押収量は前年の2倍超と大幅に増加した(後掲①)。また、航空機旅客による摘発件数は104件(前年比24%増)、押収量は約304kg(前年比49%増)といずれも前年の実績を大きく上回った。特に押収量については、初めて300kgを超え、過去最高を記録した。(後掲②)
- ・ 密輸仕出地別にみると、摘発件数はアフリカ及び欧州からの密輸入の摘発が大幅に減少した一方で、インドを中心としたアジアからの密輸入の摘発は前年の2 倍超と大幅に増加。メキシコ及び中国からの密輸入の摘発は引き続き高水準となった。(後掲③)

(トピックス)

- ① 多発する覚醒剤の大口密輸入事犯
- ・ 近年、押収量 5 kg 超の覚醒剤密輸入事犯の摘発は増加傾向にあったが、平成 25 年は、前年の約 1.5 倍、平成 21 年の約 5 倍と大口化傾向が更に顕著。
- 形態別にみると、航空機旅客による密輸入事犯が18件と最も多かった。



② 航空機旅客による覚醒剤の密輸入

・ 航空機旅客による覚醒剤の押収量が約304kgと過去最高を記録。押収量が300kgを上回るのは初めて。



③ 覚醒剤の密輸仕出地の傾向

- ・ 覚醒剤の密輸仕出地は、欧州、アフリカの割合が大幅に減少した一方で、インドを中心としたアジアからの密輸入が急増(7割弱がインド)。
- 中国、中南米(メキシコ)については、引き続き高水準。



Ⅱ. 啓発活動

1. 海外旅行者向けリーフレット





2. 通関業者等向け

安全・安心な社会を目指して危険ドラッグの情報提供にご協力を

連絡先:密輸ダイヤル(0120-461-961) 税関ホームページ: http://www.customs.go.jp/

「危険ドラッグ」は、違法薬物、指定薬物と同様の薬理作用をもっており、 深刻な社会問題となっています。

インターネットサイト等で簡単に購入できますが、中には、法律で規制され ているものもあります。

「危険ドラッグ」についての情報提供をお願いしております。

発見した危険ドラッグの一例









不審な貨物を見つけたら税関にお知らせください。

(H26, 9-6)

・ 学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室や税関見学会等において、 違法薬物と併せて危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起。

(以上)